

第2回わたりマルシェ 出店要項

1. 目的

亘理地区住民相互の交流を通し、新しい地域創造の実現を目指し、地区内住民の楽しむ場の提供、農産物の地産地消推進及び亘理地区の活性化を目的として、「第2回わたりマルシェ」を開催する。

2. 開催日時・場所

日時：令和5年11月3日（祝）午前10時～午後2時30分

場所：亘理町役場南側駐車場

3. 出店資格

出店を申込出来る者は①～③のいずれかに該当し、かつ④及び⑤を満たす者とする。

- ①亘理町内で飲食に係る店舗を営業し、かつその店舗名で出店できる事業者
- ②亘理町内を主たる活動拠点としている団体
- ③亘理地区まちづくり協議会が認める団体
- ④暴力団と関係を有していない団体
- ⑤この要項及び亘理地区まちづくり協議会の指示に従う事を約束出来る団体

4. 出店条件

- ①出店申込書、出店誓約書、出店従事者名簿・使用火器・備品届に必要事項を記入して、令和5年9月22日（金）までに申込むこと。
- ②亘理地区まちづくり協議会が主催する説明会等には必ず出席すること。
(欠席の場合は出店取消)
- ③亘理町内を主たる活動拠点としている団体は、規約・役員名簿等を提出すること。
※出店審査のために、追加資料の提出をお願いすることがある。
- ④販売に必要な機材は、全て出店者の責任で準備し持ち込むこと。
(発電機、プロパンガス、冷蔵庫、冷凍庫、電熱器、照明器具、テント、机、のぼり等)
- ⑤出店に掛かる設営は午前9時00分までとし、設営の確認を午前9時00分から行い、完了していない店については、許可を取消す場合がある。
- ⑥販売は、出店責任者が責任を持って行うこと。
- ⑦出店責任者は、営業時間中は店舗に常駐すること。
- ⑧出店料は、出店形態を問わず1コマ（駐車場3台分）3,000円とする。
- ⑨呼び込みスピーカー等の使用を禁止する。
- ⑩販売ゴミは、各出店者が店頭で各種ゴミ入れ（缶・ビン・燃えるゴミ）を用意し、「わたりマルシェ」終了後持ち帰ること。
- ⑪売場周辺の清掃は、「わたりマルシェ」終了後出店者全員で実施すること。
- ⑫出店搬出入に係る車両は1店舗1台とし、指定された駐車場に駐車すること。
なお、事務局で配布した『出店者駐車許可証』を確認しやすい場所に掲示している車とする。
- ⑬仮設営業許可証や酒類販売許可等の出店に際し必要な届出は出店者が行うこと。
- ⑭亘理地区まちづくり協議会発行の出店許可証や仮設営業許可証等は確認しやすい場所へ必ず掲示すること。
- ⑮火器を扱う出店者は、1テント1本の消火器を必ず設置すること。
- ⑯「出店者厳守事項」を守って営業すること。
- ⑰その他不明な点は、亘理地区まちづくり協議会の指示に従うこと。

※裏面あり

5. 営業補填

わたりマルシェにおいて、天候その他の要因により出店者の販売、配布量、売上高、利益等の結果がいかになろうとも主催者は出店者に対し、それに関する補填は一切行わない。

6. 出店申込及び出店者の決定

出店資格を満たす申込者の中から出店者を決定するものとする。応募者多数の場合は亘理地区まちづくり協議会で選考する。

7. 出店資格の審査

申込のあった出店希望者については、亘理地区まちづくり協議会が出店資格を全て満たしている者かどうか審査を行う。

8. 出店者決定

出店不可の場合については、令和5年9月29日(金)までに事務局から申込者へ連絡します。

なお、出店可否の決定内容についての問い合わせは受け付けません。

9. 出店者説明会開催日時・場所

令和5年10月5日(木) 午後7時から

亘理町中央公民館 2階視聴覚室

出店料については出店者説明会終了後に徴収させていただきます。

○問合せ先 第2回わたりマルシェ実行委員会(亘理地区まちづくり協議会)事務局

〒989-2351 亘理町字旧館 61-22

担 当：高城、高橋

電 話：0223-34-8583 FAX：0223-35-6066

メール：w-kouryu@town.watari.miyagi.jp